

# 事業税

事業を行う場合には、道路などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、この税金は、その経費の一部を負担していただくもので、個人の事業税と法人の事業税に分かれます。

## 個人事業税（個人の事業税）

### 【納める人】

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている個人

### 【納める額】

区 分	納める額	事業の種類			
第一種事業	課税所得金額の 5%（税率）	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶ていけい場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業 (サウナ等)	
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	
		運送業	旅館業	遊技場業	
第二種事業 (注)	課税所得金額の 4%（税率）	畜産業	水産業	薪炭製造業	
第三種事業	課税所得金額の 5%（税率）	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業(銭湯)
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	課税所得金額の 3%（税率）	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・ 柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業

(注) 家族などの自家労力を主としている（家族や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合）  
第二種事業には、税金がかかりません。

## 【税額の計算】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の総事業収入} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{前年の事業所得金額} \\ \hline \end{array}$$
  
$$\begin{array}{|c|} \hline (\text{前年の事業所得金額} - \text{各種控除額}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

※ 所得税における青色申告特別控除は個人事業税には適用されません。

## 【各種控除額】

項目	控除額
事業専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する者がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。 (1) 青色申告者……青色事業専従者に支払われた適正な給与額 (2) 白色申告者……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 ①50万円（ただし、配偶者である事業専従者については86万円） ②事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数 + 1）
事業主控除	年290万円（事業を行った期間が1年未満の場合は月割額）
損失の繰越控除	事業所得の損失は、その生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。（所得税の青色申告者に限りません。）
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災等の災害により事業用資産に損害を受けた場合には、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。 なお、青色申告者については、控除しきれなかった場合には、翌年以降3年間控除できます。

## 【申告と納税】

### ■申告

- ・申告期限は3月15日です。
- ・年の中途に事業をやめた方は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは4か月以内）に申告してください。
- ・所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

### ■納税

- ・県から送られる納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。（税額が1万円以下のものについては、8月のみとなります。）